

第五次北本市総合振興計画審査特別委員会委員長報告

平成27年第4回定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について及び平成28年第1回定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画については、本委員会の終結に向け、5月19日に第15回の委員会を開催し、審査が終了しましたので、会議規則第110条の規定により審査の経過及び結果について報告いたします。

記

- 1 期 間 平成27年12月7日から平成28年5月19日
- 2 委 員 名 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、
今関公美、滝瀬光一、黒澤健一、島野和夫、
工藤日出夫
- 3 審 査 結 果
「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想については、挙手なしにより否決すべきものと決定しました。
「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画については、挙手なしにより否決すべきものと決定しました。
- 4 審 査 経 過 第9回までの経過については別紙のとおり

第10回の委員会について、下記のとおり報告いたします。

記

【 第 1 0 回 】

- 1 審査年月日 平成28年4月4日(月)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、
今関公美、滝瀬光一、黒澤健一、島野和夫、
工藤日出夫
- 4 議 題 「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について
「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画について

第10回の委員会では、「議案第65号」及び「議案第8号」についての審査を行いました。

その中で、計画策定の前提条件として、背景、課題、目標が整理されていないことが指摘事項として挙げられ、次回以降の委員会で精査を行うこととしました。

また、これまで委員会で議論された事項について、次回以降の委員会で集約していくことを確認しました。

なお、協議会として、ア第五次北本市総合振興計画案に関する要望書について、住民自治を求める市民の会竹村元宏氏と、イ北本市の歴史について、岡田勝雄氏と意見交換を行いました。

続いて、第11回の委員会について、下記のとおり報告いたします。

記

【 第 1 1 回 】

- 1 審査年月日 平成28年4月7日(木)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、今関公美、滝瀬光一、黒澤健一、島野和夫、工藤日出夫
- 4 議 題 「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について
「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画について

第11回の委員会では、「議案第65号」及び「議案第8号」についての審査を行いました。

これまで委員会において議論された事項について、基本構想及び基本計画の項目ごとに意見のとりまとめを行いました。

計画策定の前提として、「物事には原因があって結果が出るもの、北本が今、どのような状態にあるかという土台がなければ、目標がどのように本市にとってプラスとなるのか分からない」「第四次プラスアルファとなるものを作らなければならない。北本市としての方向を示していくことが大切」などの意見が出され、第四次に示されている「序論」部分について基本構想に盛り込むべきであるという意見集約を行いました。

また、基本構想の各項目について、各委員からの意見・提案を順次意見集約をし、委員会の意見統一を行うこととしました。

続いて、第12回の委員会について、下記のとおり報告いたします。

記

【 第 1 2 回 】

- 1 審査年月日 平成28年4月14日(木)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、今関公美、滝瀬光一、島野和夫、工藤日出夫
- 4 議 題 「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について

「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画について

第12回の委員会では、「議案第65号」及び「議案第8号」についての審査を行いました。

各委員から提案された事項を「意見集約(案)」として、基本構想及び基本理念について、意見のとりまとめを行いました。

基本構想については、北本市の現況・課題、将来へ向けた展望など、第五次総合振興計画の前提条件を記載するべきであるとの意見がありました。

基本理念については、「今後の人口減少社会を踏まえ、市民と行政が協働していく考え方を明確にしていくべきである」「理念は示すべきだが市民が主役のまちづくりは適当でない」「基本理念には広い意味での協働や本来のあるべき姿を理念の中に盛り込むべき」などの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、次回の委員会に市長の出席を要請し、質疑を行うことを合意しました。

また、協議会として、土地利用構想について、ものづくり大学建設学科教授の大島博明氏をお招きし、意見交換を行いました。

続いて、第13回の委員会について、下記のとおり報告いたします。

記

【 第 1 3 回 】

- 1 審査年月日 平成28年4月18日(月)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、今関公美、滝瀬光一、黒澤健一、島野和夫、工藤日出夫
- 4 議 題 「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について
「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画について

第13回の委員会では、「議案第65号」及び「議案第8号」についての審査を行いました。

市長の出席を要請し、委員会質疑を行いました。

全体で19件の質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

「北本市が克服しなければならない重要な課題は何か、第五次北本市総合振興計画における北本市のまちづくりの目標は何か、目標を達成するために基本計画の中に示される、特に重要な戦略的事業は何か」と質疑したところ、「まず、人口減少問題というのが一番の問題であろうと思っています。次に、なるべく人口が減らないために打つ手として、子育て支援策に力を入れてい

く。三つ目に、北本市の利便性、交通の利便性を活かして、地域経済の活性化を急がなければならない、財政状況が厳しい中で、いかにその目標に向かって最少の経費で最大の効果を出せるような施策をとっていかということ

です」との答弁がありました。

「北本市の現状把握が示されないまま基本構想や基本計画を示されても、わかりにくい。現状を把握したうえでの特筆した目標、特色づけた計画については考えなかったのか」と質疑したところ、「北本市はこれまでも緑に囲まれた健康な文化都市という形を将来目標に掲げておりますから、これが変わることはありませんし、今回もそれに向かっていきます。これが幹の部分、総合政策の幹の部分は総合計画です。その10年間のあいだには、経済状況がいろんな形で変わってきます。幹の部分をはっきりとしておいて、その枝葉の部分については、経済状況、国や県の施策等を見据え、ある程度の柔軟性を持ちながら進めていかなければなりません」との答弁がありました。

「市長が考える大きな柱とは何なのか」と質疑したところ、「大きな柱としては、人口問題、子育て支援そして地域経済の活性化があります。このため、本市の掲げる緑にかこまれた健康な文化都市を目指し、古くから伝わる伝統、文化そして祭りや緑、人など地域資源を磨き上げ地域の宝を再発見して北本市の発展につなげていくのが大きな目標となります」との答弁がありました。

また、質疑終了後引き続き、将来都市像、将来人口、土地利用構想について、意見集約を行いました。

将来都市像については、「第四次までの緑にかこまれた健康な文化都市を継承するが、将来都市像が包含している概念をきちんと記述すべき」、「緑にかこまれた健康をはぐくむ文化都市にする」などの意見がありました。

将来人口については、「想定人口ではなく目標人口とするべき」、「目標値は計画の成果を求め高く設定すべき」などの意見がありました。

土地利用構想については、人口減少対策を最大の目的とすべきであり、「空き家、空き地対策が直近の現実的対策」、「CCRCという新しい高齢者のまちづくりの取組がされている」、「人口誘致策として市民税等の減免も有効な手段」などの意見がありました。

これらについては、次回の委員会でさらに論点整理を進めることとしました。

続いて、第14回の委員会について、下記のとおり報告いたします。

記

【 第 1 4 回 】

- 1 審査年月日 平成28年4月22日(金)
- 2 場 所 委員会室1

- 3 出席委員 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、
今関公美、滝瀬光一、黒澤健一、島野和夫、
工藤日出夫
- 4 議 題 「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について
「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画につ
いて

第14回の委員会では、「議案第65号」及び「議案第8号」についての審査を行いました。

これまで各委員から提案された意見のとりまとめをし、「全体的に、現状認識、基本構想、施策の大綱そして基本計画、実施計画までの整合性が保たれていない」、「10年後の目標人口を踏まえ、5年後の目標人口も設定すべき」などの意見を加え論点整理を行いました。

また、「議案第65号」及び「議案第8号」について、議長から執行部に議案の撤回を申し入れることにしました。

次回の委員会では意見集約をとりまとめ、議案に対する委員会の判断をすることとしました。

また、協議会として、執行部の出席を要請し、企業誘致可能性検討調査について説明を受けました。

続いて、第15回の委員会について、下記のとおり報告いたします。

記

【 第 1 5 回 】

- 1 審査年月日 平成28年5月19日(木)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 渡邊良太、高橋伸治、諏訪善一良、湯沢美恵、
今関公美、滝瀬光一、黒澤健一、島野和夫、
工藤日出夫
- 4 議 題 「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想について
「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画につ
いて

第15回の委員会では、「議案第65号」及び「議案第8号」についての審査を行いました。

なお、「議案第65号」及び「議案第8号」については、議案の撤回はしないとの回答があったことが報告されました。

◎「議案第65号」について

本案に対して、質疑・討論はありませんでした。

◎「議案第8号」について

以下の意見等がありましたので、その内容について申し上げます。

「市長は、第五次総合振興計画に掲げる施策の着実な推進を目指し、平成28年度予算を編成した。予算案は3月定例会で可決したが、第五次総合振興計画が審査中というのは不可解だった。今回、特別委員会で審査を終結したとしても、議案に対して委員会で集約した意見、委員会の方針は市長に訴えていくべきではないか」との意見がありました。

本案に対して、質疑・討論はありませんでした。

委員会のまとめ

当委員会は、平成27年第4回定例会に提出された「議案第65号」第五次北本市総合振興計画基本構想の審査を行うことを目的に設置され、その間平成28年第1回定例会での「議案第8号」第五次北本市総合振興計画前期基本計画の提案を受け、委員会審査15回、協議会14回の議案審査及び調査、委員間討議、研修等多角的な視点で議論を積み重ねてきました。

これら長期間にわたった委員会の活動を総括し、委員会のまとめを述べます。

1 審査にあたって特別委員会の基本的な姿勢

総合振興計画は、第四次までは地方自治法に規定され、策定の義務化がありました。平成23年地方自治法が改正され、市町村における策定の義務化がなくなりました。しかしながら本市においては、平成21年に制定した「北本市自治基本条例」で総合計画の策定を規定し、また「市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない」としました。

さて、地方自治法改正の目的は、人口減少、少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容等の社会情勢の変化に対し、それまでの義務化されて画一的になった総合計画の策定を廃し、各市町村がそれぞれの域内の状況に即した、実効性のある長期計画の作成を促すのが目的であると認識しています。委員会では、本市においても法令等に規定しているから策定するというだけでなく、自発的・主体的に策定の意義や目標を明らかにし、北本市を次の世代につなぐ重要なまちづくりの指針とすべきものと確認し合いました。

本市は、数年前より人口減少が顕在化し、高齢化率の増加も著しく、今のままでは将来の財政等、市政運営に深刻な影響が出ることが予測されます。また、一方当市をめぐる状況は、長年の懸案であった圏央道が開通し、これまでの中山道・JR高崎線による南北の主要幹線に東西の導線が交わる新しい交通網が整備され、地域との経済・産業や文化交流の可能性が飛躍的に広がりました。まさに成長のエンジンとなりうる環境の変化であります。

本委員会は、人口減少や少子高齢化という市の将来に向けた課題を厳粛に受け止めるとともに、災害に強い地形・地質の利点と新たな広域交通網の整

備を成長のチャンスととらえ、第五次北本市総合振興計画は、北本市の現状と将来的な社会状況に鑑み、人口減少と高齢化社会に立ち向かう実効あるまちづくり計画でなければならないとの認識の下、提案された基本構想と基本計画を審査することとしました。

このようなことから、審査に当たり議案質疑や委員間討議に加え、先進地視察や市の歴史研修会、そして傍聴された市民からの提案、意見交換は直接民主主義的手法で、より審査を深め熟議につながりました。これからの議会審議に臨むモデルケースになったと捉えています。

よって、別添である「委員会の意見集約」は、委員各位による熟議が結実したものであり、今後の総合計画など各種計画に活用されることを求めます。

2 委員会の意見集約

審査の総括的な意見を次のように述べます。

- (1) 基本構想案は、原案で抜け落ちている当市の現状と課題、将来遭遇する諸問題に対する展望と、それに対応する向こう10年間のまちづくりの課題と目標について、より具体的に説明する必要があること。
- (2) 特に本市が直面している課題については、①急激でかつ長期的に続く人口減少、②2025年の少子化と超高齢化の進展、③地域経済・産業の創出と活性化、雇用の確保、④財源確保（収入の増加）、⑤格差、貧困、孤立、分断社会の出現（共生のコミュニティへ再生）、⑥圏央道開通・上尾道路延伸による交通網環境の変化、⑦持続可能性都市へつなぐ環境の維持、ととらえている。
- (3) 基本理念については、市民との協働など今日的な状況を見て見直すこと。
- (4) 将来都市像については、「緑にかこまれた健康な文化都市」を継承するなら、第四次のときと同じように解説を入れること。
- (5) 想定人口は、目標人口と表現を改めること。及び10年後の目標人口と、前期基本計画の期間を終了する5年後の目標人口を明らかにすること。なお多くの特別委員より10年後の目標人口は、より有効な施策を考案し、63,000人よりもさらに意欲的な人口とすべきとの意見があったことを付記する。
- (6) 土地利用構想は、人口減少対策を主要な目的とすべきこと。
- (7) 基本計画案については、当委員会で指摘した事項も参考に、まちづくりの目標と実施する施策との関係を示し、施策の実施目標値を明示すること。
- (8) 提案された基本計画案の殆どは、すでに実施中の施策の中から今後強化して実施するものであるが、当委員会の討議では、「市の将来状況から、従来にない新しい事業を考慮する必要がある」との意見が多くあり、

別添の「委員会の意見集約」のような、リーディングプロジェクトなど多種多様な提案が出されたこと。

- (9) 見直し等の場合は、議会にも報告説明し、進捗状況を明らかにすること。また、庁内の担当職員だけでなく、多くの職員が参加し、活発な議論を通して実効性のある計画にすること。

なお、別添に委員会の意見集約の詳細として取りまとめたので、参考にさせていただきたい。

今回の審査結果をもって、第五次北本市総合振興計画審査特別委員会に付託され、継続審査となっていました「議案第65号」及び「議案第8号」については、審査を終結することとします。

以上報告いたします。

平成28年6月7日

第五次北本市総合振興計画審査
特別委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三宮 幸雄 様

(別紙) 主なものを抜粋

平成27年12月7日(第1回)

- ・「議案第65号」のうち「1 目的と期間」「2 基本理念と将来都市像」「3 将来人口」について審査

平成27年12月8日(第2回)

- ・「議案第65号」のうち「4 土地利用構想」について審査

平成27年12月9日(第3回)

- ・「議案第65号」のうち「4 土地利用構想」「5 政策の大綱」について審査

平成27年12月10日(第4回)

- ・「議案第65号」のうち「5 政策の大綱」について審査
- ・「議案第65号」について、閉会中の継続審査を求める動議が出され、挙手全員により閉会中の継続審査とすることに決定

平成28年2月12日(第5回)

- ・人口推計の資料を元に「議案第65号」のうち「3 将来人口」について、これまでの論点を中心に審査

平成28年2月15日(第6回)

- ・「議案第65号」のうち「4 土地利用構想」について、これまでの論点を中心に審査

平成28年3月2日(第7回)

- ・「議案第8号」のうち「政策1 子どもの成長を支えるまち」「政策2 健康でいきいきと暮らせるまち」について審査

平成28年3月3日(第8回)

- ・「議案第8号」のうち「政策3 みんなが参加し育てるまち」「政策4 快適で安心・安全なまち」「政策5 活力あふれるまち」「政策6 健全で開かれたまち」について審査

平成28年3月9日(第9回)

- ・「議案第65号」の質疑の終結を求める動議が出され、挙手少数により否決
- ・「議案第65号」及び「議案第8号」について、閉会中の継続審査を求める動議が出され、挙手多数により閉会中の継続審査とすることに決定

別添

第五次北本市総合振興計画審査特別委員会
意見集約

平成 28 年 5 月 19 日

I 委員会提案

委員会の事業提案として次の事項を提案する。

○各論に入る前に

基本構想・基本計画を審査する中で、本市の地理的位置、歴史(沿革)、市の人口と社会的現況、課題、展望、そして目標といった、計画策定の前提条件(背景と課題と目標)が欠落している。

市は総合振興計画を過去4回策定している。このいずれにおいても、上記の欠落している事項は「序論」の中で述べ、基本構想の策定の重要な背景(根拠)となっている。その上で、施策の大綱へとつながり、基本計画の骨格を作り出し、計画の整合性を確保している。

委員会は、これらの欠落している部分の補正が必要であると認識している。委員会はこの項目の補正は、序論というくくりであると考えていない。基本構想の中で示すことについて許容範囲であるとしている。計画の見直し作業(補正)に当たり、重要施策の洗い出しを行い、少子化と具体的な人口減少(人口動態)対策や2025年の超高齢社会へ財源確保策を含む対応、高崎線などの幹線交通と圏央道等新たな基幹交通網の整備による活性化戦略、多様性を踏まえた新しい時代に向けたコミュニティ形成、市民と行政の協働と公民・広域連携の推進など、第四次との違いを明らかにした、「“成長から成熟への移行”の新しい発想の第五次」総合振興計画にすべきであると提言する。

- 第四次総合振興計画プラス充実した成熟社会の構築につながるものを作らなければならない
- 総合振興計画の役割は、まちづくりの最重要指針であること
- 人口構造の変化が進んでいる中で、将来推計人口から地域課題を読み取る眼力をつけた構想を作るべき。予測数値でなく努力目標とする
- 圏央道に関連する複合ゾーンについては、桶川市の基本構想との整合性が必要
- 土地利用構想は2025年問題を解決できるものでなくてはならない
- 上尾道路整備に向けた首都高速道路の構想も当然計画に反映していくべき
- 「基本構想」に盛り込まれた、マクロな目標項目に関して、前期終了時

点での中間目標値が明記されるべきである

- 成果指標の取捨選択が論理的になされたかの経緯の説明が必要である。また、目標値の設定に関しても同様である

1. 基本構想のうち土地利用構想

(1) 土地利用構想は、人口減少対策を最大の目的にすべきである。

① 若い人向けの安価で良質な住宅地の確保と大宮台地の強固な地盤の優位性を活用し、30年以内を想定される首都圏大震災の人災を回避するため、東京首都圏からの移住を受け入れるためなど、定住・移住の住宅地の確保

② 圏央道の開通・上尾道路の延伸など交通網整備の改善を活かし、企業誘致・産業立地のための用地を確保し、職住接近環境を整備して人口増につなげる

③ 農園付きの住宅地を供給し、都市部のシニアの中産・富裕層の移住を進める。また、緑を中核にした景観と環境の優位性を活かすため緑の保全と育成を進める

④ 空地・空家・不耕作農地など、遊休不動産（土地）の再活用（リノベーション）

⑤ 南部地域の商業振興地域の潜在的可能性を引き出すため、幹線道路と鉄道の結節点に新駅等複合的な交通拠点化を図る

2. 基本計画

- 前期計画期間の計画人口の設定（例えば目標66,500人）

第五次の前期計画は急激に進む人口減少に対応した計画にすべきである。そのためには、前期計画での計画人口目標を掲げ、そこに向かって政策を集中させ、人口問題に見通しをつける必要がある。

また、本市の人口動態は、2020年に前期高齢者数と後期高齢者数が同数となり、2025年に4対6の割合で後期高齢者数が上回る予測。これは若者・現役世代の人口が増加しても変わることのない、重大な事実である。2025年を乗り切るモデルが必要である。

よって、以下の、リーディングプロジェクトを提案する。

●リーディングプロジェクト

(1) 未来をそだてる人口減少対策プロジェクト

少子高齢・人口減少への対応。圏央道・上尾道路の導線と鉄道を活用した企業誘致、産業創出（起業等の新しい仕事づくり）と商業集積で雇用確保。大宮台地の地盤と緑を生かし、通勤・通学の利便性を向上させた定住・移住の住宅促進。交通結節点における拠点化事業の推進。教育・保育・子ども医療等子育て支援など、人口減少対策の政策を一元化して進める。

(2) 未来につなぐ2025生涯現役プロジェクト

高齢者の健康・医療・介護を一体的に進める地域医療制度の確立で安心福祉の推進。シルバーエイジの働く場の確保。シビック・エコノミーで、各世代間が地域で共生するコミュニティの創出など、超高齢化社会を生き抜く政策を一元化して進める。

<本市の直面している重要な課題>

- (1) 急激でかつ長期的に続く人口減少
- (2) 2025年の少子化と超高齢化の進展
- (3) 地域経済・産業の創出と活性化、雇用の確保
- (4) 財源確保（収入の増加）
- (5) 格差、貧困、孤立、分断社会の出現（共生のコミュニティへ再生）
- (6) 圏央道開通・上尾道路延伸による交通網環境の変化
- (7) 持続可能性都市へつなぐ環境の維持

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまちについて

- 現北本市の人口の構成の早急性から、20歳から40歳までの新規住民（市内における独立家族）も含め、思い切って市民税を5年間免除（企業誘致優遇策等の若者版）を定住増政策として実施する
- コミュニティスクールへの移行、学校協議会を学校経営協議会への改革が必要では

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまちについて

●超高齢社会 2025年イニシアチブの確立

2025年北本市の高齢者人口は、前期高齢者数と後期高齢者数の比率が4対6となる予測。これからの5年以内に健康・生きがい・連帯、在宅医療・介護を支え合う「市民主体の共生コミュニティ」モデルの構築

●ゴールデン・シルバーエイジ（黄金の世代）の活用（*黄金の世代：60歳以上で経済的中流階層）

●生活困窮者自立支援法で生活困窮者に対して切れ目のない対応が必要であり、基本構想に必要である

●地域医療の充実は、かかりつけ医だけでなく、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局も加える

●「生涯学習」は学校教育や職業知識・技術の習得も含まれ、文化的趣味・教養活動が多いので、「社会教育、文化・教養の推進」にするべき

●野球場の改修は小規模に

（3）政策3 みんなが参加し育てるまちについて

●若者が生きる・自己実現のできる環境づくりへの対応

若者が参加するコミュニティ、起業・創業・子育てカフェへの支援、若者、子どもの貧困、格差、孤立への対応

●市民が主体的に創る公共で儲ける活動への協働・連携

公民連携のイノベーション、空き店舗・空きビルの再生、SOHO、地域のデザイン化

●郊外型大型店依存から小規模な小売店を福祉的コミュニティの核に

●稼ぐコミュニティ（シビックエコノミー）、若者が参加する自治会・地域コミュニティへの移行

（4）政策4 快適で安心・安全なまちについて

●生活空間の機能性を高める成熟したスマートシュリンク構想への対応

●北本市が担える国家的・広域的使命

首都圏直下型地震の発生が高まる中、人的災害を軽減させる確実・最善な方法はリスクの軽減と言われます。直下型地震で甚大な被害が予想される首都圏の人口を地震（災害）に強い地盤の北本市（大宮台地）への移住を国家（埼玉県）プロジェクトとするようプログラミングする

● 県央の交通結節点の優位性の活用

高崎線・中山道の南北軸に圏央道の東西軸が加わり、北本市は埼玉県央の交通要所となった。ICと駅を結ぶ導線の活用（成田リムジンバスの運行、観光バスの発着所等人と物流の拠点化、救急医療の薬品や機材の拠点化等）

● 土地区画整理事業の見直し

● URと連携した若い世代の取り込み

リノベーションの自由化、子育て支援発信の中核

● 雑木林を活用⇒景観として、優良な住環境のアピールとして

自然の中での子育て、雑木林を市として購入がベストであるが、民地としては税制上の助成が必要

● 複合的開発ゾーンは桶川市との連携が必要。「道のえき」（幹線道路整備）

● 大宮台地にあること、地震への強み

● C C R C（*）という新しい高齢者のまちづくりが一部の地域で取組がされている。空き家の活用の仕かけづくりとして活用を提案する

● メモリアルパーク型簡易な墓地・合葬墓地・納骨堂の整備

● 中心市街地の不動産は、個別のビル等に価値があるのでなく、エリアに価値をつけることで向上する。公民協働・連携によるイノベーション（家守）で、人を集客し雇用を生み出す。（北九州市小倉区などで実績）

【用語解説】

* C C R C（Continuing Care Retirement Community）：直訳すると「継続的なケア付きの高齢者たちの共同体」。米国発祥で、高齢者が元気なうちに地方に移住して社会活動に参加し、介護や医療が必要になった場合もケアを受けて暮らし続けることができる。政府は昨年有識者会議で「日本版C C R C」構想をまとめた。高齢者の地方移住を促すことで首都圏の人口集中の緩和と地方の活性化を目指す。

（5）政策5 活力あふれるまちについて

● 市民ファンドの創設（クラウドファンディング（*））

● 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進（6次産業化・地産地消）、土地利用構想に6次産業化、地産地消を位置づけることによって、北本市の農業政策がどうしたら創

られていくか

- 北本市の農業をどうしたいかの視点・新しい農業
農業の担い手は減少している⇒農業に興味を持ったシルバーエイジの取り込み、NPOなど農業に携わる団体との協業、農地付き住宅
6次産業化⇒景観作物振興会に学ぶ（観光と商品化）
レストランによる自社農園での野菜の供給（景観、新鮮）
- 付加価値の高い農業の推進で、6次産業化で加工品の付加価値を高めるが、北本市の1次産業力で6次産業化は可能であるのか
- 農業支援、商業支援となるが、現状での支援は基本的に補助金であり、補助金がなくなると業態が衰退する傾向は続いている。補助金は、ややもすると「自立」を弱め「依存」に変質する傾向が多いので、エンパワーメント（能力・自力の引き出し）の視点で、期間限定な産業振興すべき
- シビック・エコノミー（*）（SOHO・コミュニティビジネス、協働労働、社会連帯経済、リノベーション等）のような市民との協働型小ビジネスとの種を蒔き、育てる（エンパワーメント）

【用語解説】

- * クラウドファンディング（Crowdfunding）：不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語である。ソーシャルファンディングとも呼ばれる。
- * シビック・エコノミー：住民が市民活動を通じて互いに持つ資源・能力をシェアし、助け合うことで、地域の小さい経済が自立し、持続可能となる経済社会システム。イギリスやドイツ、イタリアが先進。

（6）政策6 健全で開かれたまちについて

- 北本市の自立性を高めるための広域行政への対応
介護保険・地域医療制度、土地利用・道路整備・下水道事業、循環型公共交通網の整備、観光・経済交流、災害・防犯、防災、公共施設の相互乗り入れの拡充
- 政策6には、「国際化」・「広域行政」の視点を盛り込むべきである
- 個人市民税等市税全般にわたり、標準税率を見直し負担と給付（事業）の関係を検証し事業の拡充を図る

Ⅱ 基本構想

基本構想について、次の意見が委員会の中で討議された。

○ 基本構想策定の前提条件について

(論点整理)

欠落している「策定の意義(性格と役割)」、「まちの位置と沿革」、「市の現状と課題」、「2025年に向けた展望」、「直面する5年間の重要課題」、「まちづくりの目標」等については、第四次までは序論としていたが、基本構想の中に入れてもよい。また、序論として扱っても、内容は基本構想策定の前提条件を説明したものであるもので、議決要件とするものであるべき。議案提案権は市長にあるが、提案された議案に不備があれば、訂正すべきものである。

また、議案提出前に資料として配布されたものには、計画の構成として第四次と第五次の比較表があるが、「序論」は存在する。しかし、正式なものはいまだできていないままに、基本構想が完成したことは、基本構想は前提条件(現状認識、課題、展望等の分析)のない、合理的裏付けのない空疎な構想・基本計画になっている可能性がある。

(主な意見)

- 第五次総合振興計画には、北本市の状況がどのようになっているかの記述がない。北本市の現況・課題、将来へ向けた展望など、第五次の前提条件が記述されていない
- 現在の案に現況認識がない。物事には原因があって結果が出るもので、北本市が今どのような状態にあるかという基本的な土台が認識されていなければ、目標の成果が不明確になる
- 問題点として人口問題が突出しているが、これ以外の問題や課題、まちづくりの総括が十分できていない
- 少子高齢化の問題はどこの市町村にもあるが、北本市としてはどうしたらいいのかを明確に示すべきである
- 総合振興計画が「基本構想」「前期基本計画」「後期基本計画」、各年度の「実施計画」という構造を持つこと、また、そのようにした理由の説明を加えること

＜委員会での議案質疑及び委員間討議等から見えた本市が直面している重要な課題＞

- (1) 急激でかつ長期的に続く人口減少
- (2) 2025年の少子化と超高齢化の進展
- (3) 地域経済・産業の創出と活性化、雇用の確保
- (4) 財源確保(収入の増加)
- (5) 格差、貧困、孤立、分断社会の出現(共生のコミュニティへ再生)
- (6) 圏央道開通・上尾道路延伸による交通網環境の変化
- (7) 持続可能性都市へつなぐ環境の維持

2 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

(論点整理)

(1) 基本理念は市民との協働など今日的な状況を見て見直すこと
(主な意見)

- 基本理念、将来都市像は、北本市の未来像と合致しているか
- 基本理念は不要
- 基本理念は必要だが「市民が主役のまちづくり」は適切ではないので変更すべき
- 「市民が主役のまちづくり」には、市民との協働が抜けているのでは
- 市民が主役の意味は何か。「主役」は当たり前のことではないか
- 行政の役割が不明確で分からない
- 理念は具体的で分かりやすいものであるべき
- 基本理念は目標理念か行動理念か(執行部＝行動理念である)
- 協働とともに民間と公の連携、民間からの投資誘導を明確に打ち出すべき

(2) 将来都市像

(論点整理)

(1) 「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像とするなら、第四次の時と同じように、解説を入れるべきである
(主な意見)

- 将来都市像は人口の社会減が続いている状況を踏まえ、それへの方向を示すものとすべき
- 将来都市像の「緑にかこまれた健康な文化都市」はいらぬ。理由は、「緑にかこまれた健康な文化都市」について、緑にかこまれた都市や文化都市は理解できるが、「健康な文化都市」とは、どういう都市なのか不明。都市が健康な状態とはどういうことを言うのかイメージがわからない
- 「緑にかこまれた健康をはぐくむ文化都市」と、健康「をはぐくむ」とすればいいのではないか
- サブタイトルは抽象論過ぎて、明確さに欠ける
- 人口減少の中で第四次までと同じ将来都市像でよいか
- 人口減少の中で「緑と健康と文化を未来につなぐ」には、サステナブル・シティ（環境持続可能性都市）としての可能性を徹底検証すべきである。スマートシュリンクまたはコンパクトシティも視野に入れるべき

3 将来人口

(論点整理)

- (1) 「想定人口」は計画の成果(評価)を表すには不的確な表現である。「目標人口」に改めること
- (2) 想定人口 63,000 人は推計値であるが、計画の成果を求めるなら目標値として高く設定すべきである

(主な意見)

- 基本構想で想定されている 63,000 人は適正な人口推計であるか、また、その根拠を構想の中で示すべきではないのか
- 人口減少の取組はこれまで行って来たが結果が出ていないことの検証はしているか
- 社会減が続いているその原因の解明を構想でしないのか
- 新駅設置により 3,000 人増加するという試算がある。また、圏央道県内全線開通との関連は述べないのか
- 基本計画の事業は、人口減少の差を埋める計画となるのか
- 減少することに懸念を持った増加策の計画か、減少を踏まえたまちの姿を考えた計画か
- 人口減少対策をしていく上での努力目標とするべきではないか

4 土地利用構想

(論点整理)

(1) 土地利用構想は、人口減少対策を最大の目的にすべきである。

①若い人向けの安価で良質な住宅地の確保と大宮台地の強固な地盤の優位性を活用し、30年以内を想定される首都圏大震災の人災を回避するため、東京首都圏からの移住を受け入れるためなど、定住・移住の住宅地の確保

②圏央道の開通・上尾道路の延伸など交通網整備の改善を活かし、企業誘致・産業立地のための用地を確保し、職住接近環境を整備して人口増につなげる

③農園付きの住宅地を供給し、都市部のシニアの中産・富裕層の移住を進める。また、緑を中核にした景観と環境の優位性を活かすため緑の保全と育成を進める

④空地・空家・不耕作農地など、遊休不動産(土地)の再活用(リノベーション(*))

⑤南部地域の商業振興地域の潜在的可能性を引き出すため、幹線道路と鉄道の結節点に新駅等複合的な交通拠点化を図る。

(主な意見)

- 土地利用構想で示されている今後の開発で人口減少対策はできるのか
- 圏央道の開通、上尾道路の事業決定に伴う土地利用計画が明らかでない
- 複合開発ゾーンの開発について隣接自治体との協議・連携はあるのか
- 複合開発ゾーンの幹線道路の整備が遅れている
- 都市計画道路の整備が進んでいない、また計画道路の実現性はどうか
- 複合的開発ゾーンとしての指定だけでは開発は進展しない、具体的施策を記述していくこと
- 土地利用誘導ゾーンの開発を進めるため隣接自治体との連携を重視し協議を進めること
- 将来都市像との関連で緑を残しながら開発するための条件整備を進めること
- 新駅については、JR等の経過を踏まえ今後のまちづくりの視点で計画

を検討すること

- 市の成長戦略として重要な政策の1つとして新駅構想を検討すること
- 新駅計画にあたっては、地権者等の開発利益、国・県の補助金、桶川市の協力等を踏まえ、市負担の軽減を図るものとする

【用語解説】

- * リノベーション：再開発。既存のシステムの一部を利用したり、それを創造的に破壊することによって新しいシステムを構築すること。都市開発、事業革新、製品革新などさまざまな分野で用いられる概念である。

5 政策の大綱

政策の大綱は、基本計画において具体的かつ効果的な施策・事業を提案し、着実な進行管理を進める計画とするべきである。

(論点整理)

- (1) 施策の大綱は、単に施策の項目を挙げるのみになっている。それぞれの施策が目指すもの取組の意義など基本計画の主な取組につながる分かりやすい記述が必要
- (2) 施策の大綱は事業計画と経営計画に分けるべきであり、大綱の1・2・4・5は事業計画に、大綱の3・6は経営計画に位置づけるべき

(主な意見)

- 現時点での前期基本計画は、施策ごとの羅列になっているが、そもそも前期基本計画の全体構造が説明される必要がある。また、大綱ごとの総括的な説明が必要である
- 政策の2-6の「生涯学習」は「文化・教養講座」に変更すべきである

Ⅲ 基本計画

基本計画について次の意見が委員会の中で討議された。

○全般的事項について

(論点整理)

(1) 基本計画に示されている成果指標についてまちづくりの目標と実施する施策との関係を示し施策の実施目標値を明示すること

(主な意見)

- 基本計画で示されている成果指標は適正であるか
- 基本計画は、本市の人口変化に適正に対応しているか
- 基本計画に提案されている現状値は曖昧である
- 市民が主役の基本理念で人口減少問題に対応していけるか
- 市民公益活動の支援について計画に明記しないのか
- 市民参画と市民と行政の協働を計画の中でどう進めていくのか
- 市民参画と市民と行政の協働を基本計画全体の横申しとして位置づけること
- 人口減少対策の移住・定住促進策は、他市の事例を含め検討していくこと
- 優良農地の保全に向けての農家への支援を進めること
- 政策の大綱に観光がない、観光振興のための事業は行わないのか
- 地域商業の活性化の目標値を達成するため取組は

●前期計画期間の計画人口の設定（例えば目標66,500人）

第五次の前期計画は急激に進む人口減少に対応した計画にすべきである。そのためには、前期計画での計画人口目標を掲げ、そこに向かって政策を集中させ、人口問題に見通しをつける必要がある。

また、本市の人口動態は、2020年に前期高齢者数と後期高齢者数が同数となり、2025年に4対6の割合で後期高齢者数が上回る予測。これは若者・現役世代の人口が増加しても変わることのない、重大な事実である。2025年を乗り切るモデルが必要である。

よって、以下の、リーディングプロジェクトを提案する。

●リーディングプロジェクト

(1) 未来をそだてる人口減少対策プロジェクト

少子高齢・人口減少への対応。圏央道・上尾道路の導線、鉄道を複合的に活用した企業誘致、産業創出と商業集積で雇用確保。大宮台地の地盤と緑を生かし、通勤・通学の利便性を向上させた定住・移住の住宅促進。交通結節点における拠点化事業の可能性の検証。教育・保育・子ども医療等子育て支援など、人口減少対策の政策を一元化して進める。

(2) 未来につなぐ2025生涯現役プロジェクト

高齢者の健康・医療・介護を一体的に進める地域医療の確立で安心福祉の推進。シルバーエイジの働く場の確保。シビック・エコノミーで、各世代間が地域で共生するコミュニティの創出など、超高齢化社会を生き抜く政策を一元化して進める。

<本市の直面している重要な課題>

- (1) 急激でかつ長期的に続く人口減少
- (2) 2025年の少子化と超高齢化の進展
- (3) 地域経済・産業の創出と活性化、雇用の確保
- (4) 財源確保(収入の増加)
- (5) 格差、貧困、孤立、分断社会の出現(共生のコミュニティへ再生)
- (6) 圏央道開通・上尾道路延伸による交通網環境の変化
- (7) 持続可能性都市へつなぐ環境の維持

<基本計画の施策>

- (1) 政策1 子どもの成長を支えるまち
(策定に向けた方針)

(1) 子育て世代包括支援センター、相談のワンストップ拠点を位置づけること

(2) 小児科医・産婦人科医・救急医確保の更なる努力を明確にすること

(主な意見)

1-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、子育て世代包

括支援センターの設置、相談のワンストップ拠点を置く施策が計画の中に位置づけるべきでは

1-2 成果指標が#8000の認知度向上では施策として非常に物足りない

1-2 妊婦検診の受診回数は14回までを目標値とするべきでは

1-2 北本市で安心して生み育てられる環境整備として小児科医・救急医の確保に更に努力が必要

1-5 不登校児童生徒数の目標値は58を50だが、不登校児をゼロにするのが教育の目標では

1-5 学校給食費の無料化は5年間の中で計画しないのか

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

(策定に向けた方針)

(1) 障がい者のための施設不足解消施策を位置づけること

(2) 生活困窮者自立支援のための後追い支援を明確にすること

(3) 地域医療の充実は、かかりつけ医だけでなく、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局も加える

(主な意見)

2-3 地域包括支援センターの運営を主な取組としているが、中身の問題には言及しないのか

2-4 自立支援の推進では、障がい者のための施設が不足することが分かっているが、5年間の中の取組が読み取れない

2-5 生活困窮者の自立支援には後追いの支援が必要だが、計画の中で見えてこない

2-5 国民健康保険の医療費が高く、データヘルス計画を策定するとあるが、5年間の目標値について精査しているのか

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

(策定に向けた方針)

(1) 市民参加と協働のまちづくりには市民の協力が必要であり、特に若者が参加できる取組を位置づけること

(2) セーフコミュニティの位置づけを明確にすること

(3) 協働(パートナーシップ)を阻害する一因に行政のスタンスが挙げ

られる。下請け、任せ切り、押しつけ的対応から、双方を理解し合い、共生の理念を最優先に

(主な意見)

- 3-1、3-2 市民が主役のまちづくりということなら、3-1、3-2 は重点施策となるのではないか
- 3-1 市民参画と協働の充実では市民の協力が必要。これまでの課題を踏まえた計画となっているか
- 3-1 若者参加に向けての取組は計画にあるのか
- 3-1 協働事業は目標 8 件ではなく、事業の 7～8 割は協働事業という考え方はできないか
- 3-2 セーフコミュニティの記載はないのか
- 3-3 男女共同参画の推進の現状値が 92.3%とあるが、現在の状況を捉えている数字か

(4) 政策 4 快適で安心・安全なまち

(策定に向けた方針)

- (1) 路線バスの空白地帯への対応、交通弱者への対策を位置づけること
- (2) 南大通線の国道 17 号以東への延伸を位置づけること
- (3) 首都圏の通勤通学者の利便性を高める交通体系の整備
- (4) 新駅への市民理解が得られるための検討を位置づけること
- (5) 新駅計画にあたっては、地権者等の開発利益、国・県の補助金、桶川市の協力等を踏まえ、市負担の軽減を図るものとする

(主な意見)

- 4-1 良好な住環境の中でURとの連携が重要で施策も打てるのでは
- 4-1 路線バスの空白地帯、交通弱者に対する対策を積極的に進めるべき
- 4-2 久保土地区画整理事業の目標値は見直す必要がある
- 4-2 デーノタメ遺跡の保存方法の決定は計画にどう位置づけるのか
- 4-2 商業地の整備、事前協議の件数を示すのみでは重点事業にならないのでは
- 4-3 新ごみ施設の建設の取組はこの 5 年間の間に決着しないが推進とするのはどうか

4-6 防災意識の高揚として、自主防災組織の組織率を高めること、防災リーダーの育成が必要では

(5) 政策5 活力あふれるまち

(策定に向けた方針)

(1) 圏央道の県内全線開通、上尾道路2期工事の事業決定による振興策を位置づけること

(2) 勤労者対策の充実、特に女性（母親）の対策を具体化すること

(3) 市内循環型経済の仕組みが示されていない。4月18日の市長との討論会で、市長は重要な課題の一つに「市内循環型経済」の必要性を強く主張しているが、基本構想にも、基本計画にも示されていない

(4) 市民ファンド（クラウドファンディング）の取組を位置づけること

(主な意見)

5-1 圏央道の開通、上尾道路の事業決定の中で、企業立地の相談件数の増だけでなく具体的な立地件数の目標を定めるべき

5-3 就労対策の充実として1つのカテゴリーを作った割には基本事業の構成が乏しい

5-3 特に女性の就労対策としてM字曲線に対する対策は公が担っていくもの。自治体として手立てする分野

(6) 政策6 健全で開かれたまち

(策定に向けた方針)

(1) 負担（税）と公共事業（サービス）の相関関係を検証し、負担の増額による事業の拡充の在り方を考える

(主な意見)

6-3 研修制度の現状値と目標値でわずかな上昇の目標値は高く設定するべき

